平成２１年（フ）第１７３２号
埼玉県鳩ヶ谷市大字辻652番地の12　メゾン山口201号、旧住所埼玉県川口市前上町14番16―305号　エンゼルハイム川口第７
債務者　水野　武雄
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７１号
埼玉県鳩ヶ谷市大字辻898番地　エナエマンション203
債務者　佐々木長生
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８７号
さいたま市岩槻区大字平林寺141番地８　河合ハイツ201、旧住所埼玉県吉川市大字富新田242番地４
債務者　小松原一真
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１０号
さいたま市南区松本４丁目２番９号
債務者　藤代　和之
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１４号
埼玉県川口市東川口４丁目16番１号　プリーマしみず305号
債務者　勝間まなみ
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８５号
埼玉県戸田市笹目南町３番６―101号、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市本町２丁目11番10号　フローレス10番館310号
債務者　舩木　隆博
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
さいたま市大宮区三橋２丁目601番地１―702号
債務者　鈴木　富昭
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
埼玉県深谷市東方町３丁目７番地９
債務者　大沢　澄子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５０４号
静岡県御殿場市萩原1408番地　メゾンいちえA201
債務者　佐藤　亮介
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
愛知県一宮市浅野字八剱61番地３
債務者　横川マリ子
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６７９号
長崎県長崎市田中町６番地２
債務者　松尾　雄介
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０４６号
札幌市豊平区中の島１条８丁目２番１―401号
債務者　大槻　安子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４１号
札幌市白石区本通９丁目南７番12号　クリオコートＥ―102号
債務者　田本　教順
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２４７号
札幌市北区篠路８条６丁目13番10―902号
債務者　熊井　政春
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２４８号
札幌市北区篠路８条６丁目13番10―902号
債務者　熊井　泰子（旧姓日野）
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３２８号
北海道江別市ゆめみ野東町７番地の10
債務者　中平　　篤
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３２９号
北海道江別市ゆめみ野東町７番地の10
債務者　中平萬里子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで札幌地方裁判所民事第４部